



三重県公報

令和6年3月29日（金）

第 502 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
233	地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者の指定	(税 務 企 画 課)	3
234	地方自治法施行令第158条第1項の規定による寄附金の収納事務の委託	(同)	3
235	地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税の収納事務の委託	(同)	3
236	三重県外来医療計画の変更及びその関係書類の縦覧	(医 療 政 策 課)	3
237	三重県医療計画の変更及びその関係書類の縦覧	(同)	5
238	三重県医師確保計画の変更及びその関係書類の縦覧	(医 療 人 材 課)	7
239	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	9
240	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	9
241	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	9
242	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	10
243	三重県立美術館、斎宮歴史博物館及び三重県総合博物館観覧料減免要綱の一部を改正する告示	(文 化 振 興 課)	10
244	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	11
245	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(同)	11
246	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	12
247	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	12
248	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	13
249	車両制限令の規定に基づく通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定	(同)	13
250	車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法	(同)	16
251	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下 水 道 事 業 課)	21
252	同件	(同)	21
253	同件	(同)	21
254	会計管理者の所管に属する事務の一部を委任した出納員	(出 納 局)	22
255	放置違反金の収納事務委託に係る告示	(警 察 本 部)	23
	公 告		
	三重県表彰規則の規定による表彰者	(競技力向上対策課)	23
	同件	(障がい福祉課)	25
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	25
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(同)	25
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	26
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	26
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	26

特 定 調 達 公 告

落札者を決定した旨	(管 財 課)	26
一般競争入札を行う旨	(警 察 本 部)	27
同件	(同)	30
落札者を決定した旨	(同)	33
同件	(同)	34

告 示

三重県告示第 233 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、三重県ふるさと応援寄附金に係る指定納付受託者として次のとおり指定しました。

令和 6 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 委託先

東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー

株式会社メルペイ 代表取締役 永沢 岳志

三重県津市栄町三丁目 123 番地 1

株式会社百五カード 代表取締役 長合 教実

東京都港区青山五丁目 1 番 22 号

株式会社ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長 二重 孝好

2 指定をした日

令和 6 年 3 月 25 日

三重県告示第 234 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるものとされた同令第 1 条の規定による改正前の令第 158 条第 1 項により、三重県ふるさと応援寄附金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 6 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 委託先

大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A

株式会社エフレジ 代表取締役 杉本 和彦

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 235 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるものとされた同令第 1 条の規定による改正前の令第 158 条の 2 第 1 項により、三重県の自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税の収納事務を次のとおり委託します。

令和 6 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 委託先

東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号

株式会社 N T T データ

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 236 号

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 6 第 1 項の規定により、三重県外来医療計画（令和 2 年三重県告示第 198 号）を変更し、第 8 次（前期）三重県外来医療計画として令和 6 年 4 月 1 日から施行しますので、同法第 30 条の 4 第 18 項の規定により告示します。

なお、変更後の計画の概要は次のとおりであり、計画書は、三重県医療保健部医療政策課及び県内の各保健所に備え置いて縦覧に供します。また、三重県のホームページに掲載します。

令和 6 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 8 次（前期）三重県外来医療計画の概要

1 計画の位置づけ

「第 8 次（前期）三重県外来医療計画」は、医療法第 30 条の 4 の規定に基づき、都道府県が定めることとされている医療計画の一部として策定するものです。

2 策定の趣旨

外来医療は、プライマリ・ケアから専門医療にわたる幅広い医療や、救急医療、在宅医療、公衆衛生等の地域医療に密接に関わるほか、入院医療につながりなど、多様かつ重要な役割を担っています。

一方で、複雑化・多様化する外来医療のニーズに対して、外来医療に携わる一般診療所の医師は高齢化が進み、また、令和 6（2024）年度から開始される医師の働き方改革により、勤務医師の働き方の適正化が求められるなど、外来医療を取り巻く環境はより一層厳しさを増しています。

こうした状況の中で、限られた医療資源のもと、外来医療のニーズに的確に対応していくためには、外来医療機能に関する情報の可視化を行い、各地域において今後必要となる医療機能の確保に向けた協議を通じて、効率的で質の高い外来医療提供体制の構築に向けて取り組んでいくことが必要です。

本県においては、外来医療に係る医療提供体制の確保を適切に推進するため、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」（平成 31 年 3 月 29 日付け医政発 0329 第 47 号）（以下「ガイドライン」という。）を参考にしつつ、令和 2（2020）年 3 月に「三重県外来医療計画」を策定しました。

その後の外来医療に係る状況の変化やガイドラインの改正を受け、計画を改定することとします。

3 計画期間

本計画は、令和 6（2024）年度からの 3 年間を計画期間とします。

4 計画の基本的な考え方

(1) 外来医療計画の構成

外来医療計画は、「今後充実させることが必要となる外来医療機能の確保」、「医療機器の効率的な活用」及び「地域の外来医療提供体制の状況」の 3 つの内容で構成します。

(2) 本県における外来医療計画の要点

外来医療機能の偏在について、本県の人口 10 万人あたり診療所数は、全国平均を上回っていますが、人口 10 万人あたり診療所医師数は全国平均と同水準となっており、都市部のような診療所の偏在はみられません。

そのため、本県における外来医療計画については、診療所の偏在是正ではなく、地域で充実させることが必要な外来医療機能の確保を主眼として策定し、協議の場において、各地域における外来医療に係る現状の共有と、今後充実させることが必要となる外来医療機能の確保に向けた協議を行うことで、その確保をめざしていきます。

5 計画の主な記載事項

第 1 章 計画の基本的事項

- 1 計画の位置づけ
- 2 策定の趣旨
- 3 計画期間
- 4 計画の基本的な考え方
- 5 区域単位の設定
- 6 協議の場の設置

第 2 章 計画の具体的事項

1 今後充実させることが必要となる外来医療機能の確保

- (1) 外来医療の状況
- (2) 今後確保が必要となる外来医療機能
- (3) 今後確保が必要となる外来医療機能の目標
- (4) 外来医師偏在指標
- (5) 外来医師多数区域
- (6) 外来医師多数区域における新規開業者の届出の際に確認する事項

2 医療機器の効率的な活用

- (1) 医療機器の状況

- (2) 医療機器の共同利用の方針
- (3) 共同利用計画の記載事項と確認のためのプロセス
- (4) 医療機器の稼働状況の確認

3 地域の外来医療提供体制の状況

- (1) 地域の外来医療の提供状況
- (2) 紹介受診重点医療機関

第3章 策定後の取組

1 周知と情報の公表

三重県告示第237号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6第2項の規定により、第7次三重県医療計画（平成30年三重県告示第241号及び令和3年三重県告示第219号）を変更し、第8次三重県医療計画として令和6年4月1日から施行しますので、同法第30条の4第18項の規定により告示します。

なお、変更後の計画の概要は次のとおりであり、計画書は、三重県医療保健部医療政策課及び県内の各保健所に備え置いて縦覧に供します。また、三重県のホームページに掲載します。

令和6年3月29日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第8次三重県医療計画の概要

1 計画策定の趣旨

三重県では、昭和63（1988）年12月に「三重県保健医療計画」を策定して以来、5年ごとに計画を見直し、改訂を行ってきました。また、令和7（2025）年に向けて、病床の機能分化・連携、在宅医療の充実を進めるため、平成29（2017）年3月に「三重県地域医療構想」を医療計画の一部として策定しました。

平成30（2018）年3月に策定した第7次三重県医療計画においては、「三重県医療計画」と名称を変更し、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）・5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療）及び在宅医療における効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため、各種の施策を展開してきました。

令和2（2020）年3月には、医師の確保、偏在対策等のために「三重県医師確保計画」を、外来医療に係る医療提供体制の確保を推進するために「三重県外来医療計画」を、それぞれ医療計画の一部として策定しました。

「医療法」の改正により、第7次三重県医療計画から計画期間が6年間になるとともに、計画の中間年で必要な見直しを行うこととされたことから、令和3（2021）年3月に第7次三重県医療計画のこれまでの取組について、評価、分析を行った上で、必要な計画の見直しを行い、抽出された課題に的確に対応してきました。

一方で、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国的に医療提供体制に多大な影響が生じ、地域医療のさまざまな課題が浮き彫りになったことから、令和3（2021）年5月の「医療法」の改正に基づき、「新興感染症発生・まん延時における医療」を医療計画に記載すべき事業として追加し、新型コロナウイルス感染症対応の最大規模の体制をめざし、地域における役割分担をふまえた新興感染症に対応する医療及び通常医療の提供体制の確保を図ることとされました。

については、医療を取り巻く環境の変化に対応すべく、県内の医療提供体制の実態把握に努め、県民の皆さんが医療に対し、より一層の信頼と安心を実感できる、患者本位の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、今回、「第8次三重県医療計画」を策定します。

2 計画の性格

「医療法」第30条の4の規定に基づく計画です。

おおむね10年先の三重の姿を展望し、政策展開の方向性や県政運営の基本姿勢を示した本県の長期構想である「強じんな美し国ビジョンみえ」の着実な推進に向け、特定の課題に対応するための個別計画です。

3 計画期間

令和6（2024）年4月1日から令和12（2030）年3月31日までの6年間の計画期間とします。

本計画策定3年後に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて本計画を変更することとします。

なお、医療計画の一部として別冊にて策定している「三重県地域医療構想（平成29年3月）」については、国における新たな地域医療構想に向けた議論をふまえ、必要があるときは、本計画の計画期間中に見直すこととします。

4 他計画との関係

「医療法」に基づく「三重県医師確保計画」及び「三重県外来医療計画」は、医療計画の一部として、別冊にて策定します。

また、医療計画と関連が深い個別計画として、「がん対策基本法」（平成 18 年法律第 98 号）に基づく「三重県がん対策推進計画」、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（平成 30 年法律第 105 号）に基づく「三重県循環器病対策推進計画」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）に基づく「三重県感染症予防計画」及び厚生労働省の薬剤師確保計画ガイドラインに基づく「三重県薬剤師確保計画」があります。これらの計画は、医療計画に定める内容との重複があることから、本計画と一体的に別冊にて策定します。

計画の推進にあたっては、医療及び介護の総合的な確保を進めるため、「三重県介護保険事業支援計画」や市町の「介護保険事業計画」との整合を図るとともに、「三重の健康づくり基本計画」、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」、「三重県医療費適正化計画」、その他医療と関連する計画との整合を図ります。

5 各機能を担う医療機関名の明示

5 疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）・6 事業（救急医療、災害医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療）及び在宅医療の医療提供体制を担う具体的な医療機関名等については、計画本文中または県のホームページ上でわかりやすく掲載し、変更があった場合はホームページ上で随時更新していきます。

6 計画の主な記載事項

第 1 章 医療計画に関する基本方針

第 1 節 計画策定の趣旨

第 2 節 計画の基本的な考え方

第 3 節 計画の基本的事項

第 2 章 三重県の医療を取り巻く基本的な状況

第 1 節 三重県の地域特性

第 2 節 人口動態

第 3 節 医療施設の状況

第 4 節 県民の受療動向

第 3 章 医療圏の設定と基準病床数

第 1 節 医療圏の設定

第 2 節 基準病床数

第 4 章 医療提供体制の構築

第 1 節 医療従事者の確保と資質の向上

第 2 節 医療提供体制の整備

第 3 節 公立・公的病院等の役割

第 5 章 疾病・事業ごとの医療連携体制

第 1 節 がん対策（詳細は別冊）

第 2 節 脳卒中对策および心筋梗塞等の心血管疾患対策（詳細は別冊）

第 3 節 糖尿病対策

第 4 節 精神疾患対策

第 5 節 救急医療対策

第 6 節 災害医療対策

第 7 節 新興感染症発生・まん延時における医療対策（詳細は別冊）

第 8 節 へき地医療対策

第 9 節 周産期医療対策

第 10 節 小児救急を含む小児医療対策

第 11 節 在宅医療対策

第 6 章 医療に関するさまざまな対策

第 1 節 医療安全対策

第 2 節 臓器移植対策

第 3 節 難病・ハンセン病対策

- 第4節 アレルギー疾患対策
- 第5節 高齢化に伴う疾患等対策
- 第6節 歯科保健医療対策
- 第7節 血液確保対策
- 第8節 医薬品等の安全対策と薬物乱用の防止
- 第9節 医療に関する情報化の推進
- 第10節 外国人に対する医療対策
- 第7章 保健・医療・福祉の総合的な取組
 - 第1節 保健・医療・福祉の連携
 - 第2節 高齢者の保健・医療・福祉の推進
 - 第3節 障がい者の医療・福祉の推進
 - 第4節 母子の保健・医療・福祉の推進
- 第8章 医療計画の推進体制
 - 第1節 医療計画の周知と推進
 - 第2節 数値目標の進行管理と計画の評価

三重県告示第238号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6第1項の規定により、三重県医師確保計画（令和2年三重県告示第197号）を変更し、第8次（前期）三重県医師確保計画として令和6年4月1日から施行しますので、同法第30条の4第18項の規定により告示します。

なお、変更後の計画の概要は次のとおりであり、計画書は、三重県医療保健部医療人材課及び県内の各保健所に備え置いて縦覧に供します。また、三重県のホームページに掲載します。

令和6年3月29日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第8次（前期）三重県医師確保計画の概要

1 計画策定の趣旨

医師の確保については、これまで三重大学医学部における入学定員増、地域枠の設定や、三重県医師修学資金貸与制度の運用をはじめとして、さまざまな医師確保対策に取り組んできた結果、本県の医師の総数は増加傾向にあります。しかしながら、人口10万人対医師数は全国平均を下回るなど、依然として医師不足の状況が続いています。

そのような中、平成30（2018）年7月に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が成立し、都道府県において、都道府県間及び二次医療圏間の偏在是正による医師確保対策等を、医療計画の中に新たに「医師確保計画」として策定することとなりました。

「医師確保計画」では、全国ベースで都道府県ごと及び二次医療圏ごとの医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価した「医師偏在指標」に基づき、都道府県が医師少数区域・医師多数区域等を設定し、医師確保の方針、確保すべき目標医師数、目標医師数を達成するための施策、という一連の方策を定め、医師少数区域等における医師の確保を行い偏在是正につなげていきます。

これらをふまえ、本県においても、地域ごとの医療提供体制の整備を図るため、令和2（2020）年3月に「三重県医師確保計画」を策定し、当該計画に基づき、医師の確保や医師の偏在是正に係る取組を行っています。

医師確保計画においては、3年ごとに実施・達成を積み重ね、その結果、令和18（2036）年までに医師偏在是正を達成することを長期的な目標としていることから、第8次（前期）三重県医師確保計画の策定を行います。

2 計画の位置づけ

「三重県医師確保計画」は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4の規定に基づき、都道府県が定めることとされている医療計画の一部として策定するものです。

計画策定にあたり、それぞれの地域において、どの程度医師確保を行うべきかについては、医療機関の統合・再編等の方針によっても左右されることから、三重県医師確保計画の策定にあたっては、地域医療構想調整会議等において議論された、医療機関ごとの機能分化・連携の方針等をふまえ、地域における医療提供体制の向上に資する形で地域医療構想との整合を図ります。

なお、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく診療に従事する医師に対する時間外労働規制について

は、令和 6（2024）年度から適用される予定です。医師の労働時間の短縮のためには、個別の医療機関内での取組だけでなく、地域医療提供体制全体としても、医師の確保を行うことが重要です。

このため、「医師の働き方改革に関する検討会報告書」（平成 31 年 3 月 28 日 医師の働き方改革に関する検討会）をふまえた医師確保対策を進めます。

3 計画の全体像

厚生労働省が示す医師偏在指標の計算式・計算結果に基づき、都道府県において医師偏在指標を定め、この医師偏在指標に基づき、二次医療圏のうちから医師少数区域・医師多数区域を設定するほか、必要に応じて医師少数スポットを設定します。

医師少数区域・医師多数区域等の状況をふまえ、二次医療圏及び構想区域ごとに医師確保の方針について定めたうえで、具体的な目標医師数を設定し、その達成のために必要な施策について、計画に盛り込みます。

なお、県全体についても、厚生労働省が設定した医師少数都道府県等の分類に基づき、県が医師確保の方針、目標医師数及び施策を定めます。

また、医師全体の医師確保計画の中に、産科及び小児科における医師確保計画についても定めることとします。

4 計画の期間

令和 2（2020）年度から医師確保計画に基づく偏在対策を開始し、3 年ごと（最初の計画のみ 4 年）に医師確保計画の実施・達成を積み重ね、その結果、令和 18（2036）年までに医師偏在是正を達成することを医師確保計画の長期的な目標とします。

5 計画の主な記載事項

第 1 章 医師確保計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 医師確保計画の位置づけ
- 3 医師確保計画の全体像
- 4 計画の期間
- 5 三重県医師確保計画（第 7 次医師確保計画）の評価と課題
 - (1) 短期的な施策
 - (2) 長期的な施策
 - (3) 産科・小児科における医師確保計画の評価

第 2 章 三重県の医師確保の現状

第 3 章 医師確保計画の具体的事項

- 1 区域単位
- 2 医師偏在指標
 - (1) 考え方
 - (2) 医師偏在指標の算出
- 3 医師少数区域、医師多数区域等
 - (1) 医師少数区域・医師多数区域等の設定についての考え方
 - (2) 都道府県
 - (3) 二次医療圏
- 4 医師少数スポット
 - (1) 医師少数スポット設定の考え方
 - (2) 医師少数スポット
 - (3) 医師の派遣調整の優先順位について
- 5 医師の確保の方針
 - (1) 方針の考え方
 - (2) 現在時点の医師確保の方針
 - (3) 将来時点の医師確保の方針
- 6 目標医師数
 - (1) 考え方
 - (2) 目標医師数の設定
- 7 目標を達成するための施策

- (1) 施策の考え方
- (2) 短期的な施策
- (3) 長期的な施策
- (4) 医師の働き方改革をふまえた勤務環境改善支援及び子育て支援
- (5) その他の施策
- 8 医学部における地域枠・地元出身者枠の設定
- 9 特定診療科の医師確保対策
- 10 二次医療圏ごとの医師確保対策
- 11 地域医療構想区域ごとの医師確保対策
- 第4章 産科・小児科における医師確保計画
 - 1 産科・小児科における医師偏在指標及び医師偏在対策の基本的な考え方
 - 2 産科・小児科における医師偏在指標
 - (1) 産科における医師偏在指標
 - (2) 小児科における医師偏在指標
 - 3 相対的医師少数都道府県・相対的医師少数区域の設定
 - 4 産科・小児科における医師確保計画
 - (1) 産科・小児科における医師確保計画の考え方
 - (2) 産科・小児科における医師確保の方針
 - (3) 産科・小児科における偏在対策基準医師数
 - (4) 産科・小児科における施策
- 第5章 医師確保計画の効果の測定・評価

三重県告示第 239 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
デイサービス処 和楽	三重県員弁郡東員町大木 2693 番	通所介護	令和 6 年 3 月 1 日

三重県告示第 240 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
株式会社 e n カンパニー	久居市西鷹跡町 478-10	福祉用具貸与	事業所所在地	久居市西鷹跡町 478-10	津市寿町 12-19	令和 5 年 11 月 1 日
株式会社 e n カンパニー	久居市西鷹跡町 478-10	特定福祉用具販売	事業所所在地	久居市西鷹跡町 478-10	津市寿町 12-19	令和 5 年 11 月 1 日
株式会社 e n カンパニー	久居市西鷹跡町 478-10	介護予防福祉用具貸与	事業所所在地	久居市西鷹跡町 478-10	津市寿町 12-19	令和 5 年 11 月 1 日
株式会社 e n カンパニー	久居市西鷹跡町 478-10	特定介護予防福祉用具販売	事業所所在地	久居市西鷹跡町 478-10	津市寿町 12-19	令和 5 年 11 月 1 日

三重県告示第 241 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介

護を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
デイサービス処 和楽	三重県員弁郡東員町大木 2693 番	通所介護	令和 6 年 3 月 1 日

三重県告示第 242 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
株式会社 e n カンパニー	久居市西鷹跡町 478-10	福祉用具貸与	事業所所在地	久居市西鷹跡町 478-10	津市寿町 12-19	令和 5 年 11 月 1 日
株式会社 e n カンパニー	久居市西鷹跡町 478-10	特定福祉用具販売	事業所所在地	久居市西鷹跡町 478-10	津市寿町 12-19	令和 5 年 11 月 1 日
株式会社 e n カンパニー	久居市西鷹跡町 478-10	介護予防福祉用具貸与	事業所所在地	久居市西鷹跡町 478-10	津市寿町 12-19	令和 5 年 11 月 1 日
株式会社 e n カンパニー	久居市西鷹跡町 478-10	特定介護予防福祉用具販売	事業所所在地	久居市西鷹跡町 478-10	津市寿町 12-19	令和 5 年 11 月 1 日

三重県告示第 243 号

三重県立美術館、斎宮歴史博物館及び三重県総合博物館観覧料減免要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県立美術館、斎宮歴史博物館及び三重県総合博物館観覧料減免要綱の一部を改正する告示

三重県立美術館、斎宮歴史博物館及び三重県総合博物館観覧料減免要綱（平成 26 年三重県告示第 219 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（減免の対象） 第 3 条 観覧料の免除を受けることのできる者は、次に掲げる者とする。 （1） 教育課程に基づく教育活動として、教職員に引率されて、美術館条例別表第 1 に掲げる企画展、斎宮条例別表第 1 に掲げる特別展、企画展その他特別な催物並びに博物館条例別表第 1 に掲げる企画展示及び特別企画展示を観覧する県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（以下「学校等」という。）の児童及び生徒。ただし、高等専門学校の生徒は 1 年生から 3 年生までの者に限る。 （2） 教育課程に基づく教育活動として観覧する県内の学校等の児童及び生徒を引率する者	（減免の対象） 第 3 条 観覧料の免除を受けることのできる者は、次に掲げる者とする。 （1） 教育課程に基づく教育活動として、教職員に引率されて、美術館条例別表第 1 に掲げる企画展、斎宮条例別表第 1 に掲げる特別展、企画展その他特別な催物並びに博物館条例別表第 2 に掲げる企画展示及び特別企画展示を観覧する県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童及び生徒 （2） 教育課程に基づく教育活動として観覧する県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童及び生徒を

(3)～(7) (略)	引率する者 (3)～(7) (略)
2 (略)	2 (略)

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

三重県告示第244号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年3月29日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第245号

次の者に係る森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和6年3月29日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 通知することができない者の氏名
鈴木 忠明
 - 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町川上字小黒田2480の1、2480の3、2480の8
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 246 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGAドン・キホーテUNY名張店
名張市下比奈知字黒田 3002 番地 ほか 20 筆
- 2 名張市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 3 月 29 日から同年 4 月 30 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 247 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大淀港斎明線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡明和町大字大淀字寺前 2418 番 3 地先から 多気郡明和町大字斎宮字勝見里 1222 番 2 地先まで	新	5.5～46.4	7,029.4

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大淀港斎明線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡明和町大字大淀字的場 11 番 3 地先から 多気郡明和町大字上野字森柄杓 776 番 7 地先まで	旧	4.8～29.1	3,755.1

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 磯部大王線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市阿児町甲賀字池田 3580 番 28 地先から 志摩市大王町畔名字小田 203 番 1 地先まで	旧	4.0～24.5	1,994.4
	旧新	10.5～38.1	1,780.0

第 4

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 167 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市阿児町鵜方字中之河内 4873 番地先から	旧	8.4～36.0	2,807.0

志摩市磯部町穴川字土橋 1177 番 1 地先まで	旧新	9.0～100.0	4,929.7
---------------------------	----	-----------	---------

第 5

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 260 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市阿児町鵜方字金谷 2993 番 1 地先から	旧	12.5～26.5	1,477.3
志摩市阿児町鵜方字赤松ケ谷 2850 番 251 地先まで	旧新	9.0～70.0	1,643.7

三重県告示第 248 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域
県道	大淀港斎明線	多気郡明和町大字行部字八ツ川 528 番地先から 多気郡明和町大字斎宮字勝見里 1222 番 2 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 6 年 3 月 29 日

三重県告示第 249 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路を次のとおり指定し、令和 6 年 3 月 29 日から施行します。

なお、車両制限令の規定に基づく通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路の指定（令和 5 年三重県告示第 230 号）は、令和 6 年 3 月 28 日限り廃止します。

令和 6 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 25 号	伊賀市上野農人町 350 番 1 から 伊賀市八幡町字西之平 3300 番 3 まで
一般国道 42 号	鳥羽市鳥羽三丁目 1484 番 123 から 伊勢市朝熊町字東橋 4577 番 11 まで
一般国道 42 号	伊勢市二見町三津字南浦 1201 番 41 から 伊勢市通町字真菰原 109 番 2 まで
一般国道 163 号	伊賀市島ヶ原字外垣 7377 番 1 地先から 伊賀市上野西大手町 3622 番 1 まで
一般国道 163 号	伊賀市上野農人町 554 番 3 地先から 伊賀市千戸字東垣内 1987 番 2 まで
一般国道 163 号	津市美里町足坂字舞谷 1119 番 2 から (南河路バイパス経由)

	津市丸之内 252 番 9 まで
一般国道 164 号	四日市市千歳町字千歳 9 番 1 から 四日市市中部 2507 番地先まで
一般国道 165 号	名張市安部田字大扁ら 527 番 1 地先から 名張市蔵持町原出 1301 番 2 まで
一般国道 165 号	津市戸木町字西羽野 5572 番 1 から 津市雲出本郷町字松縄 1706 番 11 地先まで
一般国道 166 号	松阪市桂瀬町字茶屋 224 番 3 地先から 松阪市小津町字折戸 604 番 5 地先まで
一般国道 167 号	鳥羽市白木町字細田 68 番 3 から 伊勢市二見町松下字滝落 1944 番 1 地先まで
一般国道 306 号	津市河芸町中瀬字西山 246 番 1 地先から 鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先まで
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺 1280 番 5 地先から 鈴鹿市椿一宮町字西能褒野 1606 番 4 地先まで
一般国道 306 号	四日市市水沢町字青木川 4062 番 4 から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市藤原町古田字広田 374 番 2 から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市北勢町別名字白口 237 番から 四日市市上海老町字東大沢 1648 番 243 まで
一般国道 365 号	四日市市西坂部町垣内 4576 番 1 地先から 四日市市末永町字宮ノ南 393 番 1 まで
一般国道 368 号	伊賀市八幡町字西之平 3300 番 3 から 名張市蔵持町原出 1301 番 2 まで
一般国道 421 号	桑名市大字西別所字新山畑 1920 番 1 地先から いなべ市大安町石樽東字湊川 3396 番地先まで
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町東長島字津本 1113 番 2 から 北牟婁郡紀北町東長島字玉 3395 番 2 まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市西伊倉町西川原 37 番 2 から 四日市市小生町字西川原 768 番地先まで
一般国道 477 号	四日市市川島町字三滝川 6491 番 2 地先から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から (三滝川左岸側經由) 四日市市高角町字中川原 2892 番 1 まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2420 番 3 から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1692 番 3 まで
県道北勢多度線	いなべ市員弁町畑新田字池ノ脇 682 番 4 から いなべ市員弁町畑新田字留岸 32 番地先まで
県道四日市市楠鈴鹿線	四日市市末広町 19 番 15 から 四日市市楠町南五味塚字新貝 170 番 10 地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町松蔭 415 番 2 から 桑名市長島町小島 586 番 3 地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町松蔭 415 番 2 から 桑名市長島町松蔭 566 番 1 まで
県道水郷公園線	桑名市長島町福吉字青鷺 527 番 1 地先から 桑名市長島町福吉字青鷺 549 番地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町福吉字都羅 276 番 2 地先から 桑名市長島町福吉字都羅 129 番まで
県道四日市市鈴鹿環状線	四日市市尾平町字新平川原 1696 番 3 から 四日市市室山町字八反田 610 番 2 まで
県道四日市市鈴鹿環状線	四日市市采女町字清水 3004 番 7 地先から 四日市市采女町字清水 3004 番 2 地先まで

県道津関線	津市大里窪田町字橋垣内 3405 番から 亀山市関町木崎字舟外 1698 番 3 地先まで
県道四日市関線	鈴鹿市大久保町字大松 1718 番 1 地先から 鈴鹿市小岐須町字上分田 570 番 1 地先まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1264 番 1 地先まで
県道鳥羽松阪線	伊勢市朝熊町字飛具 2627 番 1 から 伊勢市楠部町字黒木乙 389 番 4 まで
県道亀山鈴鹿線	鈴鹿市国府町字貝下 1554 番地先から 鈴鹿市道伯町字鉄初 2560 番 1 地先まで
県道津芸濃大山田線	津市中央 7 番地先から 津市安東町字東裏 733 番地先まで
県道宮妻峽線	四日市市水沢町字青木川 4064 番 23 から 四日市市西山町字屋敷西 7548 番 3 まで
県道宮妻峽線	四日市市小林町字小林新田 3010 番 19 から 四日市市八王子町字里前 2111 番 2 まで
県道宮妻峽線	四日市市波木町字野僧谷 1102 番 9 から 四日市市日永五丁目 2178 番 1 まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 から 鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先まで
県道久居河芸線	津市大里窪田町字一之坪 3181 番 1 から 津市一身田町字三ノ坪 221 番 2 まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 63 地先から 松阪市上川町 4078 番 1 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市八太町字クリ穴 583 番 11 地先から 松阪市桂瀬町字茶屋浦 227 番 6 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市丹生寺町字向山 8 番 4 地先から 松阪市大塚町字四反田 374 番 3 地先まで
県道伊勢松阪線	伊勢市中島一丁目 803 番 1 地先から 伊勢市御薊町高向字川原 1744 番 5 地先まで
県道上海老茂福線	四日市市あかつき台三丁目 1 番 180 から 四日市市茂福町 2046 番地先まで
県道四日市朝日線	四日市市黄金町 47 番 2 地先から 三重郡朝日町大字柿字外戸 288 番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町 475 番 1 地先から 桑名市大字和泉 436 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市大治田二丁目 1017 番 4 から 四日市市大治田三丁目 465 番まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市河原田町字相名 1500 番 4 から 四日市市河原田町字里南 2485 番 2 地先まで
県道四日市菰野大安線	四日市市波木町 1105 番から 四日市市桜町字富塚 7368 番 5 まで
県道四日市菰野大安線	三重郡菰野町大字宿野字神明田 423 番 5 地先から いなべ市大安町石樽東字北野 1854 番 10 地先まで
県道御衣野北猪飼線	桑名市多度町大字御衣野字亥ノ谷 2000 番 1 地先から 桑名市多度町大字御衣野字神明谷 937 番地先まで
県道松阪多気線	松阪市大黒田町字畔田 722 番 4 地先から 松阪市八太町字鎌谷 585 番 1 地先まで
県道宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市神社港字新屋敷前 304 番 15 地先から 伊勢市小木町須賀野 623 番 2 地先まで
県道尾鷲港尾鷲停車場線	尾鷲市朝日町 4273 番 28 地先から 尾鷲市中村町 341 番 3 地先まで
県道桑名四日市線	桑名市相川町 7 番地先から 桑名市大字小貝須字新堀北 1568 番地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町 2047 番 1 地先から 四日市市霞一丁目 17 番 1 地先まで

県道草生窪田津線	津市大里窪田町字明星垣内 1900 番 2 から 津市大里窪田町字町田 3067 番 1 まで
県道草生窪田津線	津市一身田町字三ノ坪 204 番 1 から 津市栗真中山町字下沢 98 番 6 まで
県道楠河原田線	四日市市楠町北五味塚字不納 1934 番地先から 四日市市河原田町字狭 1284 番 2 まで
県道楠河原田線	四日市市河原田町字森 1760 番 1 から 四日市市河原田町字今宿 2259 番 1 まで
県道松阪港線	松阪市大口町字築地 1408 番から 松阪市鎌田町字南沖 244 番 6 地先まで
県道大淀港斎明線	多気郡明和町大字行部字八ツ川 528 番地先から 多気郡明和町大字佐田字西増田山 944 番 8 地先まで
県道伊勢若松停車場神戸地子線	鈴鹿市柳町字瀬古 1684 番地先から 鈴鹿市神戸三丁目 149 番 7 地先まで
県道鈴鹿公園長沢線	鈴鹿市長澤町字須坂 384 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1265 番地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市員弁町市之原字中貝戸 1777 番 11 地先から いなべ市員弁町畑新田字留岸 32 番地先まで
県道西野尻垣内線	いなべ市藤原町西野尻字出口 1069 の 2 番地先から いなべ市北勢町垣内字東垣内 431 の 1 番地先まで
県道千草赤水線	三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1702 番から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1687 番まで
県道上海老高角線	四日市市赤水町 1376 番 1 から 四日市市平尾町 3883 番 1 まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市泊小柳町 2181 番まで
県道辺法寺加佐登停車場線	鈴鹿市高塚町字神垣 1080 番 9 地先から 鈴鹿市加佐登一丁目 2545 番 1 地先まで
県道西庄内高塚線	鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先から 鈴鹿市東庄内町字地藏僧 4318 番地先まで
県道西庄内高塚線	鈴鹿市高塚町字神垣 216 番 3 地先から 鈴鹿市高塚町字神垣 1080 番 9 地先まで
県道三行庄野線	鈴鹿市住吉町字南大谷 6731 番 4 地先から 鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番 227 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明 336 番 1 地先まで
県道六軒鎌田線	松阪市大平尾町字名残前 345 番 1 地先から 松阪市大塚町字四反田 372 番 4 地先まで
県道東大淀小俣線	伊勢市東大淀町字西大野 4957 番地先から 伊勢市小俣町明野 1062 番 1 地先まで
県道大湊宮町停車場線	伊勢市御薮町高向字二ツ屋 3375 番から 伊勢市御薮町高向字下蓼原 1546 番 2 まで
県道茶屋町湯の山停車場線	三重郡菰野町大字菰野字火除野 5831 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで
県道中井浦九鬼線	尾鷲市坂場西町 1183 番 4 地先から 尾鷲市坂場町 1201 番 9 地先まで
県道亀山関線	亀山市布気町字牛櫃 1057 番 6 地先から 亀山市太岡寺町字奥大ハゲ 820 番 7 地先まで

三重県告示第 250 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、令和 6 年 3 月 29 日から施行し

ます。

なお、車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法（令和5年三重県告示第231号）は、令和6年3月28日限り廃止します。

令和6年3月29日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 25 号	伊賀市上村字中郷 1489 番 2 から 伊賀市山神字世古之口 34 番 2 地先まで
一般国道 25 号	伊賀市上野農人町 350 番 1 から 伊賀市上野西大手町 3623 番 3 まで
一般国道 163 号	伊賀市小田町字稲久保 241 番 1 地先から 伊賀市上野西大手町 3623 番 3 まで
一般国道 163 号	伊賀市上野農人町 554 番 3 地先から 伊賀市西明寺字天王 934 番 1 地先まで
一般国道 164 号	四日市市千歳町字千歳 9 番 1 から 四日市市中部 2507 番地先まで
一般国道 165 号	津市戸木町字西羽野 5572 番 1 から 津市雲出本郷町字松縄 1706 番 11 地先まで
一般国道 166 号	松阪市飯高町宮前字川ノ上 38 番 1 から 松阪市小津町字折戸 604 番 5 地先まで
一般国道 167 号	鳥羽市白木町字細田 68 番 3 から 伊勢市二見町松下字滝落 1944 番 1 地先まで
一般国道 306 号	津市河芸町中瀬字西山 246 番地 1 地先から 鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先まで
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺 1280 番 5 地先から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市藤原町古田字広田 374 番 2 から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市北勢町別名字白口 237 番から 四日市市末永町字宮ノ南 393 番 1 まで
一般国道 368 号	伊賀市守田町字茶屋前 111 番 3 から 名張市蔵持町原出 1301 番 2 まで
一般国道 421 号	桑名市大字西別所字新山畑 1920 番 1 地先から いなべ市大安町石樽東字湍川 3396 番地先まで
一般国道 422 号	伊賀市丸柱字峠 2242 番 231 地先から 伊賀市丸柱字殿白 1608 番 5 まで
一般国道 422 号	伊賀市三田字東大町 410 番 2 地先から 伊賀市小田町字稲久保 241 番 1 地先まで
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町東長島字津本 1113 番 2 から 北牟婁郡紀北町東長島字玉 3395 番 2 まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市西伊倉町西川原 37 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から （三滝川左岸側經由） 四日市市高角町字中川原 2892 番 1 まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2420 番 3 から 三重郡菰野町大字音羽字田福 1961 番 1 地先まで
県道北勢多度線	いなべ市北勢町瀬木 420 番 4 から いなべ市員弁町字野 67 番 1 まで
県道北勢多度線	いなべ市員弁町畑新田字池ノ脇 682 番 4 から 桑名市多度町北猪飼字寺山 321 番 7 地先まで
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市尾上町 20 番 3 から

	四日市市楠町南五味塚字新貝 170 番 10 地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市尾平町字新平川原 1696 番 3 から 四日市市室山町字八反田 610 番 2 まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市采女町字清水 3004 番 7 地先から 四日市市采女町字清水 3004 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 165 番 1 地先から 鈴鹿市北玉垣町字細田 1661 番 2 地先まで
県道津関線	津市芸濃町棕本字一ツ谷 6297 番 4 から 亀山市関町木崎字舟外 1698 番 3 まで
県道四日市関線	鈴鹿市大久保町字大松 1718 番 1 地先から 鈴鹿市小岐須町字上分田 570 番 1 地先まで
県道菰野東員線	員弁郡東員町大字鳥取字大華表 377 番 3 から 員弁郡東員町大字穴太 733 番 1 まで
県道北方多度線	桑名市多度町福永 1293 番 11 から 桑名市多度町香取 2123 番 6 まで
県道四日市多度線	桑名市多度町北猪飼 372 番 3 から 桑名市多度町香取 380 番 1 まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1264 番 1 地先まで
県道亀山白山線	亀山市川合町字丁安田 1580 番地先から 津市芸濃町棕本字百々 5039 番 2 まで
県道伊勢磯部線	伊勢市藤里町字岩ヶ崎 701 番 2 から 伊勢市宇治浦田二丁目 91 番 23 まで
県道鳥羽松阪線	伊勢市川端町字山起 206 番 1 から 松阪市宮町字西浦 230 番まで
県道亀山鈴鹿線	亀山市和田町字和田ノ原 1589 番 3 から 鈴鹿市道伯二丁目 2060 番 1 まで
県道津芸濃大山田線	津市芸濃町北神山字川向 74 番 2 から 津市芸濃町北神山字沢 129 番 2 まで
県道宮妻峽線	四日市市水沢町字青木川 4064 番 23 から 四日市市八王子町字里前 2111 番 2 まで
県道宮妻峽線	四日市市波木町字野僧谷 1102 番 9 から 四日市市日永五丁目 2178 番 1 まで
県道甲南阿山伊賀線	伊賀市玉瀧字西砂ノ谷国有林 73 は林小班先から 伊賀市西之澤字上之段 2291 番まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 から 鈴鹿市平野町字花林 1412 番 3 まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市八野町字天伯 412 番 1 地先から 鈴鹿市八野町字天伯 429 番 8 地先まで
県道上野大山田線	伊賀市生琉里 2896 番 11 から 伊賀市下友生字西新開 3499 番まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市西黒部町字大板 412 番 1 から 松阪市大宮田町字里 466 番 1 まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 63 地先から 松阪市上川町 4078 番 1 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市八太町字クリ穴 583 番 11 地先から 松阪市桂瀬町字茶屋浦 227 番 6 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市丹生寺町字向山 8 番 4 地先から 松阪市大塚町字四反田 374 番 3 地先まで
県道伊勢松阪線	伊勢市中島一丁目 803 番 1 地先から 伊勢市御薗町高向字川原 1744 番 5 地先まで
県道伊勢松阪線	多気郡明和町大字山大淀字中島 1679 番 3 から 多気郡明和町大字行部字東浦 282 番 28 まで
県道上海老茂福線	四日市市上海老町 1841 番 2 から 四日市市茂福町 2046 番地先まで

県道四日市朝日線	四日市市黄金町 47 番 2 地先から 三重郡朝日町大字柿字外戸 288 番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町 475 番 1 地先から 桑名市大字和泉 436 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市大治田二丁目 1017 番 4 から 四日市市河原田町字里南 2485 番 2 地先まで
県道木曽岬弥富停車場線	桑名郡木曽岬町大字栄 356 番から 桑名郡木曽岬町大字新加路戸 14 番 1 まで
県道上浜高茶屋久居線	津市上浜町二丁目 196 番 1 から 津市垂水字入江 99 番 2 まで
県道伊賀甲南線	伊賀市下柘植字馬場 5013 番 3 から 伊賀市新堂字平ノ谷 1700 番 3 まで
県道信楽上野線	伊賀市小田町字稲久保 241 番 2 から 伊賀市山神字世古之口 34 番 5 まで
県道信楽上野線	伊賀市千歳字西之辻 273 番 6 地先から 伊賀市千歳字西之芝 861 番 2 地先まで
県道四日市菰野大安線	四日市市波木町 1105 番から いなべ市大安町丹生川久下字生保柴 123 番 1 まで
県道桑名川越線	三重郡川越町大字当新田 1063 番 1 地先から 三重郡川越町大字当新田 480 番 3 地先まで
県道鈴鹿関線	鈴鹿市八野町字天伯 399 番 5 地先から 亀山市菅内町字折越 1631 番 1 まで
県道鈴鹿関線	亀山市天神四丁目 3270 番地先から 亀山市野村町字清谷 1658 番 3 地先まで
県道伊賀大山田線	伊賀市下柘植字馬場 5013 番 3 から 伊賀市希望ヶ丘西一丁目 35 番 193 まで
県道御衣野北猪飼線	桑名市多度町御衣野字亥ノ谷 2000 番 1 地先から 桑名市多度町御衣野字神明谷 991 番 4 地先まで
県道依那具荒木線	伊賀市ゆめが丘二丁目 4 番地先から 伊賀市下友生字西新開 3499 番まで
県道松阪多気線	松阪市大黒田町字畔田 722 番 4 地先から 松阪市八太町字鎌谷 585 番 1 地先まで
県道宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市神社港字新屋敷前 304 番 15 地先から 伊勢市小木町須賀野 623 番 2 地先まで
県道桑名四日市線	桑名市相川町 7 番地先から 桑名市大字小貝須字新堀北 1568 番地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福岡 2047 番 1 地先から 四日市市霞一丁目 17 番 1 地先まで
県道三畑四日市線	四日市市鹿間町字市場 158 番 5 から 四日市市鹿間町字東山 1 番 2 まで
県道三畑四日市線	四日市市采女町 2223 番 1 から 四日市市追分三丁目 146 番まで
県道楠河原田線	四日市市楠町北五味塚字不納 1934 番地先から 四日市市河原田町字狭 1284 番 2 まで
県道楠河原田線	四日市市河原田町字森 1760 番 1 から 四日市市河原田町字今宿 2259 番 1 まで
県道千代崎港線	鈴鹿市東玉垣町字山神戸 2607 番地先から 鈴鹿市南玉垣町字北箱塚 3000 番 17 地先まで
県道大淀港斎明線	多気郡明和町大字行部字東浦 282 番 22 地先から 多気郡明和町大字行部字八ツ川 513 番 1 地先まで
県道田丸停車場斎明線	多気郡明和町大字有爾中字発し 1093 番 1 から 多気郡明和町大字斎宮字西小清水 4311 番まで
県道大泉東停車場線	いなべ市員弁町大泉字山上 2537 番から いなべ市員弁町大泉字野中 1281 番 3 まで
県道鈴鹿公園長沢線	鈴鹿市長澤町字須坂 384 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1265 番地先まで

県道亀山城跡線	亀山市東御幸町字実泥 40 番 1 地先から 亀山市太岡寺町字下谷 1233 番 5 地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市北勢町南中津原字東野坂 191 番地 3 から いなべ市員弁町畑新田字溜岸 13 番地 8 まで
県道福島城南線	桑名市大字大福 450 番 3 から 桑名市大字江場 699 番 1 まで
県道篠立下野尻線	いなべ市藤原町山口 3390 番 193 から いなべ市藤原町山口 433 番 191 まで
県道田光四日市線	三重郡菰野町大字永井 2342 番 1 から 三重郡菰野町大字竹成 2073 番 6 まで
県道四日市東員線	四日市市朝明町字宮北 535 番 1 から 員弁郡東員町大字中上 548 番 2 まで
県道千草赤水線	三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪 3198 番 3 地先から 三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪 3189 番 3 地先まで
県道伊勢若松停車場神戸地子線	鈴鹿市柳町字瀬古 1684 番地先から 鈴鹿市神戸三丁目 149 番 7 地先まで
県道上海老高角線	四日市市赤水町 1376 番 1 から 四日市市平尾町 3883 番 1 まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市泊小柳町 2181 番まで
県道小林鹿間線	四日市市山田町字向山 763 番 1 から 四日市市鹿間町字市場 157 番 5 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市御菌町字小深田 4499 番地先から 鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番 227 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明 336 番 1 地先まで
県道上野鈴鹿線	鈴鹿市桜島町四丁目 1 番地先から 鈴鹿市末広北一丁目 5215 番 1 地先まで
県道白木西町線	亀山市布気町字八輪 512 番 16 から 亀山市野村二丁目 183 番 2 まで
県道河合丸柱線	伊賀市千貝字焼尾谷 46 番 7 地先から 伊賀市丸柱字北出 1557 番 1 地先まで
県道川東佐那具線	伊賀市西之澤字天道 408 番 2 から 伊賀市西之澤字上之段 67 番 1 地先まで
県道治田山出線	伊賀市治田字小谷 2789 番 9 から 伊賀市治田字鳥屋ヶ尾 2506 番 17 地先まで
県道六軒鎌田線	松阪市大平尾町字名残前 345 番 1 地先から 松阪市大塚町字四反田 372 番 4 地先まで
県道東大淀小俣線	伊勢市東大淀町字西大野 4957 番地先から 伊勢市小俣町明野 1062 番 1 地先まで
県道大湊宮町停車場線	伊勢市御菌町高向字二ツ屋 3375 番から 伊勢市御菌町高向字野池 2022 番 1 地先まで
県道茶屋町湯の山停車場線	三重郡菰野町大字菰野字火除野 5831 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで
県道甲賀阿山線	伊賀市玉瀧字栃谷 4756 番 1 地先から 伊賀市川合字焼尾国有林 73 は林小班内まで
県道中井浦九鬼線	尾鷲市坂場西町 1183 番 4 から 尾鷲市港町 4271 番 19 まで
県道亀山関線	亀山市布気町字牛櫃 1057 番 6 地先から 亀山市太岡寺町字奥大ハゲ 820 番 7 地先まで

2 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上（又は横寸法 0.12 メートル以上、縦寸法 0.23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

三重県告示第 251 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 6 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 施行者の名称

津市

2 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画下水道

津市単独公共下水道（中央処理区）

3 事業施行期間

昭和 43 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

三重県告示第 252 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 6 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 施行者の名称

津市

2 都市計画事業の種類及び名称

亀山都市計画下水道

津市芸濃公共下水道（棕本処理区）

3 事業施行期間

平成 13 年 10 月 5 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

三重県告示第 253 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可し

ましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和6年3月29日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 施行者の名称
四日市市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
四日市都市計画下水道事業
第1号公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和46年12月17日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
令和5年三重県告示第247号の事業地に大字六呂見字西浦を加える。
 - (2) 使用の部分
変更なし

三重県告示第254号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、次のとおり会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させます。

この告示は、令和6年4月1日から施行し、会計管理者の所管に属する事務の一部を委任した出納員（令和5年三重県告示第185号）は、令和6年3月31日限りで廃止します。

令和6年3月29日

三重県知事 一 見 勝 之

委任を受けた者	委任事務の範囲
1 三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第5条第2項第1号及び同条第3項から第5項までの規定による出納員	(1) 所属において所掌する収入現金等（歳入歳出外現金を含む。）の出納及び保管を行うこと（地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令第158条第1項及び第158条の2第1項により出納局が委託する税外収入の収納事務及び地方自治法第231条の2の2により同局が委託する手数料の納付事務にかかる収納金の出納を除く。）。 (2) 所属において所掌する有価証券の出納及び保管を行うこと。 (3) 所属に属する物品の出納及び保管を行うこと。 (4) 所属において所掌する支出負担行為に関する確認を行うこと。 (5) 所属において所掌する現金及び財産の記録管理を行うこと。
2 規則第5条第2項第2号に定める出納員（管財を担当する課の課長に限る。）	公有財産の記録管理を行うこと。
3 規則第5条第2項第2号に定める出納員（総務事務を担当する課の班長に限る。）	(1) 所掌する事務に係る収入現金等（歳入歳出外現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。 (2) 所掌する事務に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。
4 規則第5条第2項第2号に定める出納員（一人一台パソコンを担当する課の班長に限る。）	一人一台パソコンの出納及び保管並びに記録管理を行うこと。
5 規則第5条第2項第3号の規定による知事が別に定める出納員	(1) 所の現金の出納及び保管を行うこと（県税及びこれに伴う収入に係るものを除く。）。 (2) 所の小切手を振り出すこと（県税及びこれに伴う収入に係るものを除く。）。 (3) 所の有価証券の出納及び保管を行うこと。 (4) 所の現金及び財産の記録管理を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。）。 (5) 部局等及び所の支出負担行為に関する確認を行うこと。
6 規則第5条第2項第4号に定める出納員（学校情報ネットワークに係る情報機器を担当する課の班長に限る。）	学校情報ネットワークに係る情報機器の出納及び保管並びに記録管理を行うこと。
7 地域防災総合事務所及び地域活性化局の出納員	(1) 所管する所の物品の出納及び保管を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。）。 (2) 所管する所の支出負担行為に関する確認を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。）。

	(3) 所管する所の歳入歳出外現金の出納及び保管を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。）。 (4) 所管する所の入札保証金に代わる有価証券の出納及び保管を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。）。
8 東京事務所及び関西事務所の出納員	(1) 所において所掌する現金の出納及び保管を行うこと。 (2) 所において所掌する小切手を振り出すこと。
9 総務部（税務企画課、税収確保課）、県税事務所及び自動車税事務所の出納員	(1) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入現金等の出納及び保管を行うこと。 (2) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入に係る小切手の振出しを行うこと。 (3) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入に係る有価証券の出納及び保管を行うこと。 (4) 所において所掌する県税に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。 (5) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入に係る現金及び債権の記録管理を行うこと。

備考 第 5 号の項及び第 7 号の項から第 9 号の項までの出納員については、第 1 号の項各号に掲げる事務を加えて当該事務を委任するものです。

三重県告示第 255 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 3 項の規定により、なお従前の例によるものとされた改正法附則第 9 条の規定による改正前の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 16 の規定により、放置違反金の収納事務を次のとおり委託します。

令和 6 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 委託を受けた者の名称及び所在地

委 託 者	所 在 地
百五コンピュータソフト株式会社	三重県津市岩田 21 番 27 号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
株式会社しんさん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西五丁目 421 番地
株式会社セブン－イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

公 告

三重県表彰規則（昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1）第 2 条の規定により、令和 6 年 2 月 28 日次の者を表彰しました。

令和 6 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之		
区 分	名 前	競 技
三重県スポーツ特別功労賞	山門 正宜	ウエイトリフティング
〃	服部 沙紀	ハンドボール
〃	保田 明日美	陸上競技
三重県夢追人吉田沙保里大賞	四日市メリノール学院中学校男子バスケット	バスケットボール

三重県夢追人吉田沙保里大賞	山崎 修	バスケットボール
〃	中西 杏	レスリング
〃	伊藤 健一	レスリング
〃	小塚 菜々	レスリング
〃	平山 勝久	レスリング
三重県スポーツ特別賞	山本 浩武	陸上競技
〃	川口 智央	水泳（水球）
〃	鈴木 美保	水泳（A S）
〃	外村 和才	体操（競技）
〃	藤波 俊一	レスリング
〃	村田 真紀乃	ソフトテニス
〃	田儀 幸男	ソフトボール
三重県スポーツ優秀賞	三重ヴェルデウイン	ソフトボール
〃	三重ホンダヒート	ラグビーフットボール
〃	前川 斉幸	陸上競技
〃	廣下 菜月	水泳（競泳）
〃	島田 綾乃	水泳（A S）
〃	中条 彩香	ローイング
〃	須永 大護	ボクシング
〃	杉本 海誉斗	体操（競技）
〃	津村 涼太	体操（競技）
〃	岡村 真	体操（競技）
〃	中西 美結	レスリング
〃	弓矢 健人	レスリング
〃	神谷 龍之介	レスリング
〃	團 玲伊奈	ハンドボール
〃	初美 実椰子	ハンドボール
〃	山本 元喜	自転車競技
〃	浪岡 菜々美	馬術
〃	辻本 一史	スケート
〃	山本 拓生	ライフル射撃
〃	稲垣 克明	陸上競技
三重県スポーツ新人賞	県立松阪商業高等学校女子陸上部	陸上競技
〃	県立四日市中央工業高等学校男子水球部	水泳（水球）
〃	県立四日市工業高等学校男子テニス部	テニス
〃	県立四日市商業高等学校女子テニス部	テニス
〃	三重高等学校女子ソフトテニス部	ソフトテニス
〃	全三重	ボウリング
〃	曾野 雅	陸上競技
〃	世古 櫻紗	陸上競技
〃	松月 秀斗	陸上競技
〃	眞弓 栞	水泳（A S）
〃	吉田 七名海	レスリング
〃	神谷 樹生	レスリング
〃	田島 佳	ウエイトリフティング
〃	南 龍之介	ソフトテニス
〃	竹内 慶悟	ソフトテニス
〃	真川 葵衣	馬術
〃	松本 晃佑	ライフル射撃
〃	山 真奈実	スポーツクライミング

三重県スポーツ新人賞	種瀬 楓華	ボウリング
〃	宮村 結斗	スキー（スノーボード）
三重県スポーツ奨励賞	小川 莉緒	陸上競技
〃	本山 知苑	テニス
〃	水野 惺矢	テニス
〃	山本 響士朗	体操（新体操）
〃	吉田 千沙都	レスリング
〃	杉本 侑翼	スポーツクライミング

三重県表彰規則（昭和25年三重県規則第38号の1）第2条の規定により、令和6年2月28日に次の者を表彰しました。

令和6年3月29日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区 分	名 前	競 技
三重県スポーツ特別功労賞	保田 明日美	陸上競技
三重県スポーツ優秀賞	稲垣 克明	陸上競技

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農村地域防災減災事業 西池地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和6年3月29日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
令和6年4月1日から同年4月26日まで
- 縦覧の場所
伊勢市役所産業観光部農林水産課（三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、農業競争力強化農地整備事業農地整備事業（中山間地域型）西山地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和6年3月29日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
令和6年4月1日から同年4月26日まで
- 縦覧の場所
多気町役場農林課（多気郡多気町相可1600番地）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀農林事務所長から通知がありました。

令和6年3月29日

三重県知事 一見勝之

- 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 作業期間
令和6年3月19日から同年7月3日まで
- 作業地域
伊賀市外山、同市坂之下、同市東条、同市西条、同市土橋及び同市山神

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和6年2月29日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和6年3月29日

三重県知事 一見勝之

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業地域
いなべ市北勢町畑毛

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和6年3月29日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和6年 3月13日	三重郡菰野町大字神森字神森53-5	四日市市平津町279-2 エリタージュⅢ202 高田 浩登

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年3月29日

三重県知事 一見勝之

- 特定役務の名称
三重県本庁舎で使用する電気（予定使用量）3,109,000kWh
- 担当部局
津市広明町13番地
三重県総務部管財課
- 落札者決定日
令和6年2月29日
- 落札者
岐阜県多治見市下沢町3-35-1
株式会社エネファント 代表取締役 磯崎 顕三
- 落札金額
入札価格 87,792,740円

- 6 決 定 手 続 一般競争入札
7 入 札 公 告 日 令和6年1月12日

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年3月29日

三 重 県 警 察 本 部 長 難 波 正 樹

1 入札に付する事項

(1) 案件名

車両捜査支援システムのデータ通信回線契約

(2) 契約の特質等

本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 契約期間等

ア 契約期間

契約締結日から令和14年2月29日（日）まで

イ 回線開通工事期限

令和7年1月31日（金）

ウ 運用期間

(ア) 接続試験期間

令和7年2月1日（土）から令和7年2月28日（金）まで

(イ) 本運用期間

令和7年3月1日（土）から令和14年2月29日（日）まで

(4) 履行場所（納入場所）

三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部刑事部捜査支援分析課外

※ 履行場所の詳細は、競争入札参加資格確認申請をした者に別途示します。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時までに、4(4)の機器等リスト（別紙様式1）を提出し、三重県警察の承認を得ていること。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に定める総務大臣の登録を受けている事業者であること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書及び(4)に掲げる機器等リストを令和6年4月17日(水)12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)、(3)、(4)(最終版)及び(5)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書(第1号様式)
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (4) 機器等リスト(別紙様式1)

提出された機器等リストに基づき確認を行い、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない場合は、入札参加資格がありません。機器等リストには、今回対応可能な機器(機種数制限なし。)について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。サプライチェーン・リスクの恐れがないと確認した優先順位最上位のものを採用するものとします。

※ 機器確認に3~4週間を要する見込みです。

- (5) 2(2)エに関する登録を受けている事業者であることが分かる書類の写し

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 中村
電話 059-222-0110(内線)2261 ファクシミリ 059-226-9917

- (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和6年5月21日(火)まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和6年5月15日(水)17時までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和6年5月15日(水)17時までに通知書を発送します。

- (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年5月21日(火)15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年5月21日(火)15時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 車両捜査支援システムのデータ通信回線契約入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年5月21日（火）15時10分

場所 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
Vehicle Investigation Support System Data Communication Contracts
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Tuesday, May 21, 2024.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 3:00 P.M. on Tuesday, May 21, 2024.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Tuesday, May 21, 2024.
- (4) Managing Authority:
Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters
1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514
TEL:059-222-0110 (EXT.2261)
FAX:059-226-9917

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年3月29日

三 重 県 警 察 本 部 長 難 波 正 樹

1 入札に付する事項

- (1) 賃貸借物品
車両捜査支援システム賃貸借
- (2) 契約の特質等
賃貸借物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 契約期間等
ア 契約期間
契約締結日から令和14年2月29日（日）まで
イ 賃貸借期間
令和7年3月1日（土）から令和14年2月29日（日）まで
ウ 構築完了期限
令和7年2月14日（金）
エ 納入期限
令和7年2月28日（金）
- (4) 履行場所（納入場所）
三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部刑事部捜査支援分析課外

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
ウ 4で示す性能試験で合格の通知を受けていること。
エ 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時までに、4(2)の機器等リスト（別紙様式1）を提出し、三重県警察の承認を得ていること。
- (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

いこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、調達説明書（仕様書）で示す入札説明会に出席し、仕様書（概要版）の貸出しを受けてください。仕様書（概要版）の貸出しは、入札説明会に出席した者のみに行います。

また、入札に参加を希望する者は、入札説明会の出席後、調達説明書（仕様書）で示す性能試験説明会に出席し、性能試験に関する仕様書の貸出しを受けてください。性能試験に関する仕様書の貸出しは、性能試験説明会に出席した者のみに行います。

また、入札に参加を希望する者は、発注者が指定した場所において、路上装置の性能試験を行い、仕様書の内容を満たした機器であることを証明しなければなりません。性能試験の詳細については、前述の性能試験説明会で指示します（性能試験の実施日については、調達説明書（仕様書）で示すとおり。）。

なお、性能試験を実施した者には、後日、可否の結果を通知します。性能試験の合格者は、再度開催する入札説明会（開催日については、調達説明書（仕様書）で示すとおり。）に出席し、仕様書（詳細版）の貸出しを受けてください。

前述の性能試験に合格し、入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)の競争入札参加資格確認申請、(2)の機器等リスト（別紙様式1）及び(3)の導入実績を明らかにする書類を令和6年4月30日（火）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)（最終版）、(4)及び(5)の書類を提出してください。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請（第1号様式）
- (2) 機器等リスト（別紙様式1）

提出された機器等リストに基づき確認を行い、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない場合は、入札参加資格がありません。機器等リストには、今回対応可能な機器等（機種数制限なし。）について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。サプライチェーン・リスクの恐れがないと確認した優先順位最上位のものを採用するものとします。

※ 機器等の確認には3～4週間を要する見込みです。

- (3) 導入実績を明らかにする書類

本システムと同種及び同規模のシステムで、過去3年以内に他の都道府県警察本部へ納入した実績のあるメーカーが製造した機器を納入し設置した実績を証するもの（様式は問わないが、導入期間、導入都道府県、車線数等を明記してください。）

- (4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (5) 県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 中村

電話 059-222-0110（内線）2261 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 6 年 5 月 24 日（金）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和 6 年 5 月 21 日（火）17 時までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和 6 年 5 月 21 日（火）17 時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 6 年 5 月 24 日（金）14 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和 6 年 5 月 24 日（金）14 時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の 10 日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 車両捜査支援システム賃貸借入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和 6 年 5 月 24 日（金）14 時 10 分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する

契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するものを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Vehicle Investigation Support System Lease Contracts

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Friday, May 24, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Friday, May 24, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Friday, May 24, 2024.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514

TEL:059-222-0110 (EXT.2261)

FAX:059-226-9917

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県

規則第 84 号) 第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 29 日

三 重 県 警 察 本 部 長 難 波 正 樹

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県警察WANシステムに係るデータ回線契約 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和 6 年 3 月 11 日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県津市桜橋 2 丁目 149 番地
西日本電信電話株式会社三重支店 支店長 佐藤 麻希 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 220,086,000 円
契約金額 242,094,600 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和 6 年 1 月 19 日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号) 第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 29 日

三 重 県 警 察 本 部 長 難 波 正 樹

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 新運転者管理システムデータ移行業務委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和 6 年 3 月 14 日 |
| 4 | 落 札 者 | 愛知県名古屋市中区錦 1 丁目 17 番 1 号
日本電気株式会社東海支社 支社長 吉田 治展 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 49,800,000 円
契約金額 54,780,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和 6 年 1 月 23 日 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
